

令和3年度税制改正大綱(速報)

令和2年12月10日、政府与党による税制改正大綱が発表されました。今年の改正案は「ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生」が主眼となっており、増税項目は少なくなっています。その一部をご紹介していきます。

	大綱案	内容		1 11 7 1 41
		改正前	改正後	増減税
法人税課税	デジタルトランスフォーメーション(DX) 投資促進税制の創設	新設	事業適応設備となる ソフトウェア、機械装置、器具備品 特別償却30%、税額控除3%(5%)	主に大企業
	カーボンニュートラルに向けた 投資促進税制の創設	新設	温室効果ガス削減に資する設備 特別償却50%、税額控除5%(10%)	主に大企業
	所得拡大税制の見直し (中小企業の適用要件)	給与総額前期比増 +	<u>給与総額</u> 前期比1.5%増	概ね
		<u>継続雇用者給与</u> 前期比1.5%増	大企業は 新規採用者のみ控除対象	
個人所得税	住宅ローン控除 特例適用期間延長	消費税10%での取得 控除期間13年	契約、入居の期限を1年延長注文住宅契約R3.9月まで分譲住宅契約R3.11月まで入居期限R4.12月まで	^
	住宅ローン控除 床面積要件緩和	50㎡以上	控除期間13年の場合に限り 合計所得金額1,000万円以下 40㎡以上50㎡未満適用対象	
	子育でに係る助成等の非課税措置	市町村等が行う助成 雑所得として課税	非課税	
資産税	住宅取得資金非課税延長	R3.4月より 非課税縮減	R3.4月以降も <mark>最大1,500万円適用</mark> 床面積要件の緩和	
	教育資金等一括贈与見直し	贈与者死亡時に原則課税なし	贈与者死亡時 に 相続税課税(除外あり) 孫の場合、2割加算対象	~
	固定資産税評価額の据置き	3年に一度 評価額見直し	令和3年は評価額見直しの年 <mark>評価上昇→据置き</mark> 評価下落→評価減を適用	^
その他	押印義務の見直し	確定申告書などの 納税手続き書類は 原則押印が必要	一部の書類を除き <mark>押印不要</mark>	
	電子帳簿等保存制度の見直し	税務署の事前承認 受領者のサイン タイムスタンプ付与は 3営業日内	税務署の <mark>事前承認不要</mark> 受領者のサイン不要 タイムスタンプ付与は2月以内	

[※]税制改正大綱は政府与党案です。国会での予算審議後、法律として成立し、施行されます。